主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意第一の一のうち、憲法三七条、三二条違反をいう点は、弁論の併合は受訴裁判所の裁量によって決すべきことがらであって第一審が被告人らの併合審理についての事前折衝の申入れに応じなかったことを違法とすることはできないとした原判断に誤りは認められないから、所論はその前提を欠き、その余の点は単なる法令違反の主張であり、同第一の二のうち、憲法三七条、三一条違反をいう点は、第一審における本件のいわゆる分割審理は相当であるとした原判断に誤りは認められないから、所論はその前提を欠き、その余の点は単なる法令違反の主張であり、同第一の三は、憲法三二条、三七条違反をいうが、被告人に対する退廷命令は被告人が裁判長の訴訟指揮に従わず法廷の秩序を乱したためにやむをえず採られた措置であって被告人はみずから在廷して陳述する機会を放棄したものというべきであり第一審の訴訟手続には何らの違法はないとした原判断は正当であるから、所論はその前提を欠き、同第二は、同第一の一ないし三と同旨の前提を欠く違憲主張及び事実誤認の主張であって、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

最高裁判所第二小法廷

郎	_	喜	塚	大	裁判長裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官
夫		_	本	栗	裁判官